

徳島市パークアドプト事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公園等への美化意識・愛護心の啓発を図り、市民と協働したまちづくりを推進するため、本市公園緑地課が管理する公園及び緑地におけるアドプト・プログラム（以下「パークアドプト」という。）に参加するボランティア団体等との実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(参加者の資格)

第2条 この事業に参加することのできる団体は、原則として次の各号のいずれかに該当する5人以上の団体とする。なお、中学生以下の者が参加する場合は、成人の保護者又は監督者の立会のもとでパークアドプトを行わなければならない。

- (1) 町内会等の地域住民団体
- (2) 企業又はその従業員の団体
- (3) 小学生、中学生、高校生、大学生等の団体
- (4) その他愛護活動を行う団体

(参加手続)

第3条 この事業に参加する者（以下「参加者」という。）は、別に定める届出書により、次の事項を徳島市に届けるものとし、変更があった場合も同様とする。

- (1) 団体・企業名、代表者及び構成者に関する事項
- (2) パークアドプトを行う区域等

2 パークアドプト活動を行う区域等は、徳島市が定めた基準の範囲で、徳島市と参加者において協議し決定する。

3 参加者は、確認事項等について、別に定める徳島パークアドプト事業に関する協定書（別記様式第1号）を徳島市と交換するものとする。

4 参加者は、前項の協定書を更新しようとするときは、速やかに徳島市に提出するものとする。

5 参加者は、事業内容に変更を生じたとき、事業を停止したとき、又は事業を中止したときは、速やかに徳島市パークアドプト事業変更・停止・中止届出書（別記様式第2号）を徳島市に提出するものとする。

(参加者の活動)

第4条 参加者は、次の活動内容等を徳島市と協議決定し、徳島市都市公園条例を遵守しパークアドプト活動を年3回以上行うものとする。

- (1) 施設の管理、清掃、除草、草花等の植え替え、種まき、水やり等
- (2) 施設に関する情報提供（自然情報や施設の損傷など）
- (3) その他徳島市と合意した事項

2 参加者の活動により回収したゴミは、公園内の指定か所に分別集積し徳島市に数量等を報告するものとする。

3 参加者は、パークアドプト活動とあわせて、チラシ配布などのPR活動、イベント開催、宗教活動、その他の目的を持つ活動を行ってはならない。

(活動計画及び報告等)

第5条 参加者は、徳島市と協定書を交換した後、速やかに年間活動計画書(別記様式第3号)、構成員名簿(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 参加者は、当該年度の活動状況を実施状況報告書(別記様式第5号)により、毎年3月末までに市長に報告するものとする。

(安全の確保)

第6条 参加者は、パークアドプト活動を行う際には、参加団体の責任において作業を行い、事故等が発生しないよう安全に十分配慮し行わなければならない。

(支援)

第7条 徳島市は、参加者の活動に対し、次の支援を行う。

- (1) パークアドプト活動に必要な清掃用具等について、活動内容を考慮して貸与する。
- (2) パークアドプト参加者に係るボランティア活動保険(ケガの補償・賠償責任の補償)への加入費を負担することができる。
- (3) パークアドプト参加者の活動を顕彰するため、公園管理上支障のない場所に、徳島市と参加者が共同でパークアドプト表示板を必要に応じ設置する。

(協定の解除)

第8条 徳島市は、パークアドプト参加者が、この要綱に従わないとき、又は、事業の参加者としてふさわしくないと認めるときは、協定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。